

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

新井専門研究員及び五反田屋専門研究員より、それぞれ、会計基準案、適用指針案について前回の第104回企業会計基準委員会(平成18年5月12日開催)における指摘事項及び第14回関連当事者開示検討専門委員会(平成18年5月23日開催)における検討状況を踏まえ修正点を中心に会計基準等の文案に基づいた説明がなされ、審議が行われた。

会計基準等における主な修正点については、以下のとおりである。

(1) 「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」について

(用語の定義・適用時期等に関する部分)

- ・ 用語の定義(5項(5))において、改正財務諸表等規則を踏まえて、共同支配投資企業を「その他関係会社」に、また共同支配企業を「関連会社」に含めて規定することに変更した。
- ・ 適用時期等(13項)において、会計基準案の適用にあたって改廃が必要となる日本公認会計士協会の監査委員会報告について明記した。

(結論の背景に関する部分)

- ・ 重要な子会社の役員(21項)について、企業グループの事業運営に強い影響力を持つ者が子会社の役員にいる場合には、当該役員も対象とすることとしており、純粹持株形態の場合には、企業グループの事業運営の中核となる会社が子会社となるので、当該中核となる子会社の役員は対象となると考えられる旨、対象者ができるだけ明確になるよう修正した。
- ・ 従業員の企業年金(23項)について、我が国の従業員の企業年金制度を列挙する記載に変更した。

(2) 「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

- ・ 重要な関連会社における要約財務情報の開示方法(11項)について、持分法投資損益の算定対象とした全ての関連会社の財務情報を合算して記載する方法を追加した。
- ・ 記載例における関連当事者との関係については、連結会社での開示を前提にする場合、役員の兼任等の人数を正確に捉えることは実務上の負荷が増大することから、人的な関係がわかる程度の記載とする修正などを行った。

委員等より、会計基準案においては、「純粹持株会社」という用語については定義すべきという指摘などがあった。また、適用指針案においては、関連当事者に対する「投資損失引当金」が開示対象となる旨が記載されているが、一般的ではないので記載する必要性はないとの指摘などがなされた。指摘に沿って、会計基準案及び適用指針案の当該部分について修正することとした。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正に関しては委員長に一任の上、当該会計基準等の公開草案については出席委員全員の賛成により公表が議決された。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。